

工事費の20%を補助します! (最高30万円)

(平成28年5月25日改正)

住宅リフォーム補助事業

上ノ国町では、町内建設業者による住宅リフォーム工事の費用に対し補助金を交付します。補助金を受けるには、いくつかの条件がありますので下記をご覧ください



補助期間は、

平成28年4月1日～平成30年3月31日までの2年間!

◆ 補助対象者

リフォーム等を行う住宅に、現に居住している者又は居住しようとする者で、次のいずれにも該当する者（共同所有の場合はいずれかの一人に限る）

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) リフォーム等を行う住宅の所有者又は所有者の直系親族の者
- (3) 町税その他の町の公課に滞納がない者（同居者を含む）
- (4) 町税の滞納に対する制限措置を受けていない者（同一世帯の全員）

◆ 補助対象住宅

町内に建築されている住宅（一体となった車庫、物置を含む）で、併用住宅の場合は、住宅用途の部分のみ

◆ 補助対象工事

次のいずれにも該当する工事

- (1) 新築、増改築やリフォームに要する費用（消費税等含む）が20万円以上のもの
- (2) 町内の建設業許可を有する建設業者又は商工会会員が施工するもの
- (3) 補助金交付決定前に着工していないもの
- (4) 当該年度末までに完了届を提出できるもの
- (5) 建築基準法、建設業法その他の法令に違反しない工事

◆ 補助金の算定

- (1) 補助金は補助対象工事費の20%で、1万円未満の端数は切り捨てる
- (2) 補助金の限度額は30万円とする

※この事業の補助を受けられるのは、事業年度にかかわらず一つの住宅について1回限りです（同一世帯及び同一人につき期間中に1回に限る）

◆ 受付期間

平成28年度：平成28年4月1日～平成28年12月30日（土日祝日を除く）

平成29年度：平成29年4月3日～平成29年12月29日（土日祝日を除く）

※ 平成28年度の補助金予算額は2,000万円です、補助金交付額が予算額に達した場合は申請受付を終了する場合がありますのでご注意願います（平成29年度の予算額は未定です）

◆ 受付場所（問合せ先）

上ノ国町役場 施設課土木建築グループ 電話 0139-55-2311

※ 郵送では受け付けません、直接お越しください

◆ 申請手続きの流れ

- (1) 工事の内容を申請窓口に相談し、業者から見積書もらう
- (2) 見積書や図面等の必要書類を添付して申請書等を提出する
- (3) 内容審査後、補助金交付決定書を受領
- (4) リフォーム工事等を行う
- (5) 中間検査を受ける（必要な場合）
- (6) 工事が完成し、支払の終了後、完了届を提出（領収書の写しが必要）
- (7) 町の完了検査合格後、請求書を提出し補助金を受領



◆ 申請に必要な書類

※ 交付申請書、実績報告書、請求書は全て同じ印鑑を使用してください

1 補助金交付申請の時

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 登記事項証明書
- ③ 誓約書兼同意書（様式第2号）
- ④ リフォーム等工事の見積書（補助対象工事と他の工事を分離したもの）
- ⑤ リフォーム等を行う部分の**着手前写真**
- ⑥ 平面図、立面図その他のリフォーム等の内容が確認できる図面
- ⑦ 対象となる住宅の位置図
- ⑧ その他、町長が必要と認める書類（通常は必要ありません）

2 実績報告書提出の時

- ① 実績報告書（様式第8号）
- ② リフォーム等を行った部分の**施工中及び完了後の写真**
- ③ リフォーム工事等に係る工事請負契約書又は領収書の写し
- ④ その他、町長が必要と認める書類（通常は必要ありません）



3 補助金確定通知書を受け取り、請求書提出の時

- ① 補助金交付請求書

※ 申請者が町へ書類を提出するのは、以上の3回になります（ただし、事業内容の変更や中止の場合は別に書類が必要になります）

申請窓口（問合せ先）

上ノ国町役場 施設課土木建築グループ
電話 0139-55-2311

住宅リフォーム工事の例

| | No. | 対象事例 | 備考 |
|-------|-----|--|--------------------------------|
| 対象工事 | 1 | 既存住宅の新築、増築、改築、減築工事 | 建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要 |
| | 2 | 浴室、キッチン、洗面室、トイレのリフォーム | 水洗化工事も対象 |
| | 3 | 給排水衛生設備工事 | |
| | 4 | 給湯設備工事 | |
| | 5 | 換気設備工事 | |
| | 6 | 電気設備工事（エアコン設置・照明器具取替等を含む、電気スタンド購入は除く） | 設備が家屋に固定されるものを対象とする |
| | 7 | 屋根のふき替えや塗装工事 | 軒天井、破風板、鼻隠しを含む、外壁も可 |
| | 8 | 部屋の間仕切りの変更工事 | |
| | 9 | 床材、内壁材、天井材の張り替えや塗装等の内装工事 | フローリング、床暖房工事も可 |
| | 10 | 床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事 | |
| | 11 | ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え（表替え、裏返しを含む） | |
| | 12 | 建具・開口部の取り替えや新設工事 | |
| | 13 | 造り付け収納家具工事（造作大工工事が伴うもの） | |
| | 14 | 太陽光発電設置工事、高効率給湯器設置工事、オール電化改修工事 | |
| 対象外工事 | 15 | 家屋から独立した車庫・物置、倉庫等の工事 | 一体の車庫・物置は対象 |
| | 16 | 店舗、工場、事務所等のリフォーム | |
| | 17 | 門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事 | |
| | 18 | 電話、インターネット、テレビアンテナの設置・配線工事 | |
| | 19 | 家庭電化製品、家具等の購入及び設置の費用 | |
| | 20 | 害虫駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布 | |
| | 21 | ハウスクリーニング、排水管清掃等 | |
| | 22 | 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事 | |
| | 23 | 国等及び上ノ国町から補助金、交付金等の交付を受けて改修工事を併せて行う場合は、その改修工事対象額 | |

※この一覧表は例であり、個別の工事内容の判断は上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱に基づき行いますので、必ず事前にお問い合わせ願います。

申請窓口（問合せ先）
 上ノ国町役場 施設課土木建築グループ
 電話 0139-55-2311

住宅リフォーム補助事業Q&A

(平成28年5月25日改正)

Q1. 故障した固定式ストーブの修理費用は対象となるか？

A. 主な内容が修理費用だけの申請は対象としませんが、住宅リフォームと併せて工事を行う場合は対象とします。(修理費用の割合が全体費用の10%未満まで)

Q2. 故障した換気扇の修理費用は対象となるか？

A. Q1の回答と同様です。

Q3. 中古住宅を購入しリフォームしたいが、補助してもらえるか？

A. 申請時点で補助金交付の対象条件に該当すれば、補助申請することができます。

Q4. 住宅に併設した車庫のシャッター取替は対象となるか？

A. 車庫のシャッター取替工事は町内の事業者でなく専門工事店の施工となるので、補助の対象工事から除外します。

Q5. 住宅に併設した車庫や物置に営業用の車や物品も入っているが対象となるか？

A. 住宅用の車庫や物置としてのみ利用している場合以外は、併設の車庫・物置等は全て補助の対象工事から除外します。

Q6. 水洗化工事に伴う配水管敷設に、舗装の復旧が必要となるが対象となるか？

A. 対象となる工事は掘削から埋め戻しまでとし、砂利の敷均し、舗装取壊し・復旧に係る費用は補助の対象工事から除外します。(外構工事と見なします)

Q7. 一部分を町外業者が工事する場合は対象となるか？

A. 下請け工事として、一部分を町外の業者が行うことはかまいません。

Q8. 工事の内容を変更したが手続きは必要か？

A. 内容が変わったら、必ず変更承認申請書を提出して承認を受けてから工事をしてください。承認無く変更した場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

Q9. 平面図や立面図が無いが申請できるか？

A. リフォームの内容が確認できる図面は必ず必要ですので、無い場合は作成してください。

Q10. 受付は先着順か？

A. 受付は先着順で行います。補助金交付額が予算額に達した場合は申請受付を終了する場合があります。

Q11. 施工業者が代理で申請できるか？

A. 申請者が施工業者へ申請手続きを委任することはできますので、代理人が申請する場合は、委任状を提出してください。

Q12. 建設業許可の無い業種を施工できるか？

A. 建設業法では、軽微な建設工事の場合の適用除外規定がありますが、この事業については許可の無い業種は施工できないものとします。 施工できます(平成28年5月25日改正)